

## 森林公園鳥獣保護区特別保護地区の指定について

森林公園鳥獣保護区内にある特別保護地区は平成 24 年 10 月 31 日をもって指定期間満了となるが、平成 34 年 10 月 31 日までの 10 年間の再指定を行うこととし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項で準用する同法第 4 条第 4 項の規定により愛知県環境審議会に諮問する。

### 1 森林公園鳥獣保護区特別保護地区の概要

森林公園鳥獣保護区は、名古屋市及び尾張旭市にまたがる「愛知県森林公園」を中心とする約 1,290ha の区域であり、そのうち 165ha を特別保護地区に指定している。

今回の再指定にあたり、面積等指定内容の変更はない。

所在地：名古屋市（15ha）及び尾張旭市（150ha）

経緯：昭和 37 年 森林公園鳥獣保護区（1,290ha） 指定

昭和 42 年 特別保護地区（166ha） 指定

昭和 57 年 民有地の 1ha を特別保護地区から除く

（保護区の指定期間を 10 年に定め、10 年毎に再指定している。）

### 2 特別保護地区について

特別保護地区は、鳥獣保護区の中で特に鳥獣の保護を図るため必要である区域を指定するもので、愛知県内には当該地区を始め 4 ヶ所が指定されている。

#### (1) 特別保護地区内の規制等

- ・狩猟は禁止。ただし、農業被害等がある場合、捕獲許可を得れば捕獲は可能。
- ・工作物の新築・改築・増築・水面の埋め立て・干拓・木竹の伐採等が原則禁止されるが、鳥獣の保護に支障がないと認められる場合は、県知事許可を得れば可能。

#### (2) 特別保護地区指定の効果

当該地区は、都市近郊であるが森林にも近く、平地と低山帯の野鳥が同時に観察できる貴重な場所となっている。(1) の規制により、鳥獣の生息環境が守られ、県民が野生鳥獣にふれあえる貴重な場所を維持することができる。

### 3 愛知県森林公園の状況

昭和 9 年に開園した愛知県森林公園は市街地にありながら広大な森林が広がっており、芝生広場、森林の散策コース、植物園など、県民が身近に自然に親しむことができる施設となっている。毎月季節の野鳥や植物等を観察する自然ウォッチングが開催されているほか、NPO による探鳥会も行われている。現在は指定管理者制度により、(株) ウッドフレンズが管理を行っており、平成 23 年度の年間利用者は約 974 千人である。

### 4 利害関係人等の意見

(1) 平成 24 年 4 月 10 日から 4 月 23 日まで、自然環境課及び尾張県民事務所において「森林公園鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する指針の案」を公告・縦覧したが、意見書の提出はなかった。

(2) 利害関係人に対し指定に関する意見を聴取したところ、すべて賛成の意見を得た。

#### 意見聴取先

9 団体（地方公共団体、農業協同組合、地元自治会、猟友会、野鳥保護団体）

※ただし、当該地区周辺ではカラスの農作物被害があるため、有害鳥獣捕獲の許可について配慮を求める意見があった。

### 5 位置図



### 6 今後のスケジュール

- 7月2日 環境審議会自然環境部会
- 7月上旬 答申
- 7月中旬 環境省協議
- 10月下旬 指定決定